

## 議案第7号

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年5月30日提出

富津市長 高橋 恭 市

## 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が施行されたことに伴い、富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

富津市議会議員及び富津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。